

都留市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 9 月 27 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市規則第 21 号

都留市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

都留市重度心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和 58 年都留市規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表以外の部分中「書類」の次に「及び市長が別に定める同意書」を加え、同項の表中「特別児童扶養手当所得状況届(様式第 8 号)」を「特別児童扶養手当所得状況届(様式第 7 号)」に改める。

第 5 条第 3 項及び第 4 項を削り、同条第 5 項中「第 4 条」を「前条」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 9 条第 1 項中「重度心身障害者医療費助成金請求書(様式第 6 号)」を「重度心身障害者医療費助成金請求書(様式第 5 号)」に改める。

第 10 条中「重度心身障害者医療費助成金受給資格等変更届(様式第 7 号)」を「重度心身障害者医療費助成金受給資格等変更届(様式第 6 号)」に改める。

第 12 条中「重度心身障害者医療費助成金受給者証返還届(様式第 9 号)」を「重度心身障害者医療費助成金受給者証返還届(様式第 8 号)」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

重度心身障害者医療費受給資格者証交付申請書

都 留 市 長 様

次のとおり重度心身障害者医療費助成受給資格取得について申請します。

申 請 日		年 月 日			
申 請 者 (受給者となる 障害者等)	氏 名 (個人番号:)				男・女
	都 留 市 住 所				
	生年月日		年 月		日
	電話番号				
保 護 者 ※ 申請者が 18歳未満の場合 記入してください	氏 名 (個人番号:)				
	都 留 市 住 所 申請者と同じ場合「同上」でよい				
	生年月日		年 月 日		申請者との 続 柄
	電話番号				
指 定 口 座	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫 信用組合・協同組合			
	支 店 名	本店 支店・支所			
	口 座 種 別	普通 ・ 当座			
	口 座 番 号			右詰で記入	
	口 座 名 義 (カタカナ記入)				

様式第 5 号から様式第 8 号までを次のように改める。

重度心身障害者医療費助成金請求書

年 月 日

請求額 金 _____ 円也

ただし、年 月分 重度心身障害者医療費の助成を受けたく、助成金の額を証する書面を添えて請求します。

都留市長 様

患者 氏名

請求者 住所

氏名

TEL

()

印

受給資格者番号

診療報酬請求証明書

患者氏名 _____ 様

種別	国退保	後職	協扶	政管	船保	共保	組扶
	本保	被職	本扶	被管	本保	本保	本扶
	人保	人職	人扶	人管	人保	人保	人扶

診療費 年 月分

入院・入院外

診療報酬総点数	点
他法公費負担点数(種別)	点
当月分の保険診療に係る本人負担額	円

外来の際の薬剤に係る一部負担金	円
訪問看護療養費等自己負担分	円
老人保健法による一部負担金	
入院外	円
入院	円 × 日 = 円

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

関係医療機関等の所在地名称

氏名

印

※ 助成金決定額	本人負担額	付加給付等の額	決定金額
	()	- ()	= ()

(注) ※欄は記入しないこと。

様式第6号(第10条関係)

重度心身障害者医療費助成金受給資格等変更届

年 月 日

都留市長 様

住所
届出人
氏名

下記のとおり申請事項に変更がありましたのでお届けします。

受 給 者	住 所					
	氏 名			生年月日		
	個人番号：					
	受給者証の番号					
保 護 者	住 所					
	氏 名			生年月日		
	個人番号：					
	受給者との続柄		職業		電話	
変 更 事 由						
変更内容			変更年月日			
(変更前)			(変更後)			

(表)

※※整理番号 第 号		※市区町村 受付年月日			※市区町村提出				
特別児童扶養手当所得状況届 (年分)									
①証書記号・番号 第 号		②氏名			③住所				
④個人番号		⑤受給者		⑥配偶者		⑦扶養義務者			
氏名		/		/		/			
⑧個人番号		/		/		/			
⑨同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給者については、㊦70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、㊧特定扶養親族の数、㊨16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))		(㊦ 人) (㊧ 人) (㊨ 人)		(人)		(人)		(人)	
⑩⑨以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童		人		/		/		/	
⑪所得額		円	※円	円	※円	円	※円	円	
控 除	⑫障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円	人	
	⑬特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	人	円	人	円	人	円	人	
	⑭障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別	障・特障・寡・ひとり・勤	円	障・特障・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円	障・特障・寡・ひとり・勤	円
	⑮	円	円	円	円	円	円	円	
	⑯社会保険料等相当額	円	円	円	円	円	円	円	
⑰控除後の所得額		円		円		円		円	
⑱本年8月1日における支給対象障害児の状況		障害児氏名	続柄	個人番号	生年月日	同居別居の別	在学学校名	学年	
						同居別居			
						同居別居			
						同居別居			
						同居別居			
						同居別居			
上記のとおり、所得状況を届け出ます。 年 月 日 氏名 様									
※ 審 査									

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。

(裏)

注意

- 1 この届は、毎年8月12日から9月11日までの間に出してください。この期間中に出さないと手当の支払が差し止められることがあります。
なお、本年7月以降に認定請求書を出している方は、出す必要がありません。
- 2 ⑦の欄は、あなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 3 ⑨の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族(以下「扶養親族等」といいます。)の合計数を記入してください。
なお、70歳以上の同法に定める同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その人数を次により()内に再掲してください。
(1) 受給者については、①に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、②に特定扶養親族の数を、③に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入してください。
(2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- 4 ⑩の欄の「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。)又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- 5 ⑪の欄は、前年の所得について、都道府県民税の総所得金額(給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した額)、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 6 ⑫及び⑬の欄は、扶養親族等について該当する人の数を記入してください。
- 7 ⑭の欄は、⑤、⑥又は⑦の欄に掲げる者が、地方税法上に定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 8 ⑮の欄は、前年の所得について、地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けたときに、それぞれその項目及び当該控除額等を記入してください。
- 9 本年1月2日以後現住所に転入された方は、⑨から⑮の欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。

様式第8号(第12条関係)

重度心身障害者医療費助成金受給者証返還届

年 月 日

都留市長 様

住所
届出人
氏名

次のとおり重度心身障害者医療費助成金受給者証を返還します。

受給者	住所					
	氏名		生年月日			
	受給者証の番号					
保護者	住所					
	氏名		生年月日			
	受給者との続柄		職業		電話	
返還事由	1 年 月 日に死亡したため					
	2 年 月 日に転出したため					
	3 障害程度の変更により非該当となったため					
	4 亡失していた受給者証を発見したため					
	5 その他 ()					
備考						

注 亡失等により受給者証を返還できない時は、その旨を備考欄に記載して提出すること。

様式第 9 号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の都留市重度心身障害者医療費助成条例施行規則に基づいて交付し、又は提出された書類は、この規則による改正後の都留市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の各相当規定により交付し、又は提出された書類とみなす。